

12月の 歯科健康相談日

- 【日時】 12月1日(月)
- ▼妊婦歯科相談Ⅱ午前9時～11時30分
- ▼一般歯科相談Ⅱ午後1時～4時
- 【場所】 市役所南方庁舎1階相談室1
- 【その他】 相談は無料で、予約制です。健康推進課の歯科医師が対応します。
- 【予約先・問い合わせ】 市民生活部健康推進課 地域保健係
- ☎0220(58)2116

「体験クルーズ」 参加者募集

ブルーシー・アンド・グリリーランド財団(B&G財団)では、海洋教育事業の一環として「体験クルーズ」の参加

振り込め詐欺に 注意 !!

市内でも、医療費などの還付を語った振り込め詐欺と疑われる電話がありました。被害に遭わないよう十分注意しましょう。不審な電話や訪問などがありましたら、最寄りの警察署または商工観光課に相談してください。

- 【相談窓口専用電話】 ☎0220(34)2308
- 【問い合わせ】 産業経済部商工観光課 商業振興係 ☎0220(34)2734

者を募集します。

- 【実施期間】 平成21年3月26日(木)～31日(火)
- ※すべて船内泊
- 【集合・解散】 JR仙台駅
- 【寄港地】 小笠原諸島父島(二見港)
- 【対象】 小学4年～中学3年生
- 【内容】 自然学習、ホエールウォッチング、カヌーなど
- 【募集人員】 6人
- ※応募者多数の場合は抽選。また、過去にB&G事業で補助を受けた人を除く。
- 【参加者負担金】
- ▼小学生Ⅱ9万8000円
- ▼中学生Ⅱ10万8500円
- ※日本財団とB&G財団の助成により、半額となっています。
- ※市では、負担金を全額支払っていただいた後、一人当たり3万5000円の補助金を交付します。

南方就業 改善センターの 使用休止について

6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震により被災した南方就業改善センター施設の被害調査を実施した結果、現状のままでは継続使用ができない建物と判定されたことにより、10月21日から使用休止としました。

体育施設(野球場・体育館・テニスコート・陸上競技場)は従来どおり使用できますが、施設予約・申請手続きなどの業務は、南方総合運動場の野球場管理棟(仮事務所)で受け付けています。電話番号の変更ありません。使用休止期間中の施設利用については、南方公民館や東郷公民館などにご相談ください。なお、「スポーツクラブみなみかた」の事務所も、野球場管理棟に移りました。市民皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【申込方法】 電話

- 【申込期限】 12月12日(金)
- 【申し込み・問い合わせ】 教育委員会体育振興課 体育振興係 ☎0220(34)2649

都市計画区域再編に係る説明会

市では、現在7つの町に6つある都市計画区域を、1つの都市計画区域として再編するため検討を進めてきました。このたび、再編案がまとまりましたので、説明会を開催します。

- 【期日】 11月29日(土)
- 【対象地域・場所・時間】

対象地域	場 所	時 間
迫町、南方町、石越町	迫公民館	9:30～
中田町、東和町、登米町、津山町	市役所登米庁舎	13:00～
豊里町、米山町	豊里総合支所	15:30～

※居住地以外の都市計画にも興味のある人は、ほかの会場の説明会に参加しても構いません。

- 【問い合わせ】 建設部都市計画課 都市計画係 ☎0220(34)2446

景観出前講座 受講希望団体募集

「景観出前講座」は、市民皆さんの声を景観計画に反映させることを目的に、市の職員が集会などに出向いて実施するものです。

- 【利用者】 おおむね20人程度が参加する集会や会合
- 【日時】 月曜から金曜日まで(休日は除く)の午前10時から午後4時までの間で、時

【問い合わせ】 教育委員会

- 南方就業改善センター ☎0220(58)4556

石ノ森章太郎記念館 からのお知らせ

- ①ゴスペルでクリスマス 光り輝く冬のひとときをゴスペルと朗読でお楽しみください。
- 【日時】 12月7日(日) 午後7時～
- 【出演】 ゴスペルサークルJOY
- ②室内楽交響曲の世界「冬の調べ」 東北大学交響楽団OBと木の家合奏団有志による演奏会を開催します。
- 【日時】 12月13日(土) 午後7時～
- ①・②共通事項 【定員】 70人(先着順)

心の講演会

うつ病や自殺などの増加が、深刻な社会問題となつています。それらは、登米市においても重要な課題です。

市では、命の大切さを見直し、地域で支える支援の在り方を考えるために講演会を開催します。どなたでも参加できますので、気軽にご参加ください。

- 【日時】 12月1日(月) 午後1時30分～3時

水道事故に伴う 損害賠償の手続きは お済みですか

市では、2月12日に発生した配水濁度上昇事故により生じた損害賠償について、広報とめ3月号、チラシや市ホー

ムページでお知らせし、請求の受け付けを進めてきました。まだ、請求がお済みでない場合は、手続きをされるようお願いいたします。

- ◇損害賠償の対象となる損害
 - ①人体の生理的機能に生じた障害
 - ②自ら使用する設備、機器などの器物に生じた汚損またはき損
 - ③営業、製造などの事業を行うことができなかつたことによる利益の損失
 - ④製造物が当該製造物の使用に即した利用ができなくなったことによる損失
 - ⑤債務不履行に陥り、これを原因として取引の相手方に支払った損害賠償金額、違約金または遅延損害金

【問い合わせ】

- 水道事業所水道管理課 出納管財係 ☎0220(52)3314

暮らしの情報

人権相談所を開設します

毎年12月4日から10日まで人権週間です。期間中、人権問題で悩んで

【問い合わせ】

- 登米人権擁護委員協議会(仙台法務局登米支局内) ☎0220(52)2070

◇おわびと訂正

広報とめ11月1日号に誤りがありました。おわびして訂正いたします。

- 優秀賞 (正) 熊谷大州(津山中2年)
- (誤) 熊谷大州(津山中2年)